第九条中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

（使用人）

第十条　法第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一　営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者

二　法第五十三条第一項又は第二項の規定により禁止された業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

別表第二中「第十一条」を「第十二条」に改める。

（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正）

第二条　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び第六十八条」を削り、同条中「及び第六十八条」を削り、「若しくは支払等（」を「又は支払等（」に改め、「又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問」を削り、「若しくは支払等の」を「又は支払等の」に改める。

第四条中「、第六十八条の二、第六十九条」を「から第六十九条まで」に改める。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第三条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の三」に改める。

第一条中「対内直接投資等」の下に「、特定取得」を加える。

第二条第四項中「この条及び次条において」を削り、同項第二号中「（前号」を「（同号」に改める。

第三条第一項第二号中「次号及び第四号において「非上場会社」を「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」に改め、同項第三号中「非上場会社」を「特定非上場会社」に改め、同項第四号中「非上場会社の株式又は持分の取得（当該」を「上場会社等以外の会社（以下この号並びに次条第一項第二号及び第二項において「非上場会社」という。）の株式又は持分の取得（当該」に改め、「この号」の下に「及び同条第一項第二号」を加え、同項第六号中「法第二十六条第一項第三号」を「特定上場会社等（法第二十六条第一項第三号」に改め、「であるもの」の下に「をいう。次条第一項第三号において同じ。）」を加え、同条第七項中「この条及び第五条において」を削り、同条第九項中「あて先」を「宛先」に改める。

第四条を次のように改める。

（特定取得の届出及び変更勧告の送達等）

第四条　法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）であつて、法第二十八条第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得とする。

一　相続又は遺贈による特定取得

二　特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合又は当該特定取得をしたものが当該特定取得の後において所有することとなる当該特定取得に係る非上場会社の株式等と当該特定取得をしたものを第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該特定取得を除く。）であつて、上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得に該当するもの

三　特定上場会社等が行う特定取得

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

2　法第二十八条第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）とする。

3　法第二十八条第一項の規定による届出は、特定取得を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

4　法第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（第七項及び第九項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

5　法第二十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、営んでいる事業の内容、資本金及び代表者の氏名）

二　特定取得に係る事業目的

三　特定取得の金額及び実行の時期

四　特定取得を行おうとする理由

五　その他主務省令で定める事項

6　法第二十八条第三項に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約（同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定とする。

7　法第二十八条第三項又は第六項の規定による特定取得を行つてはならない期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8　前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」とあるのは、「次条第七項」と読み替えるものとする。

9　法第二十八条第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七条第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

10　前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「次条第九項」と読み替えるものとする。

11　法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。